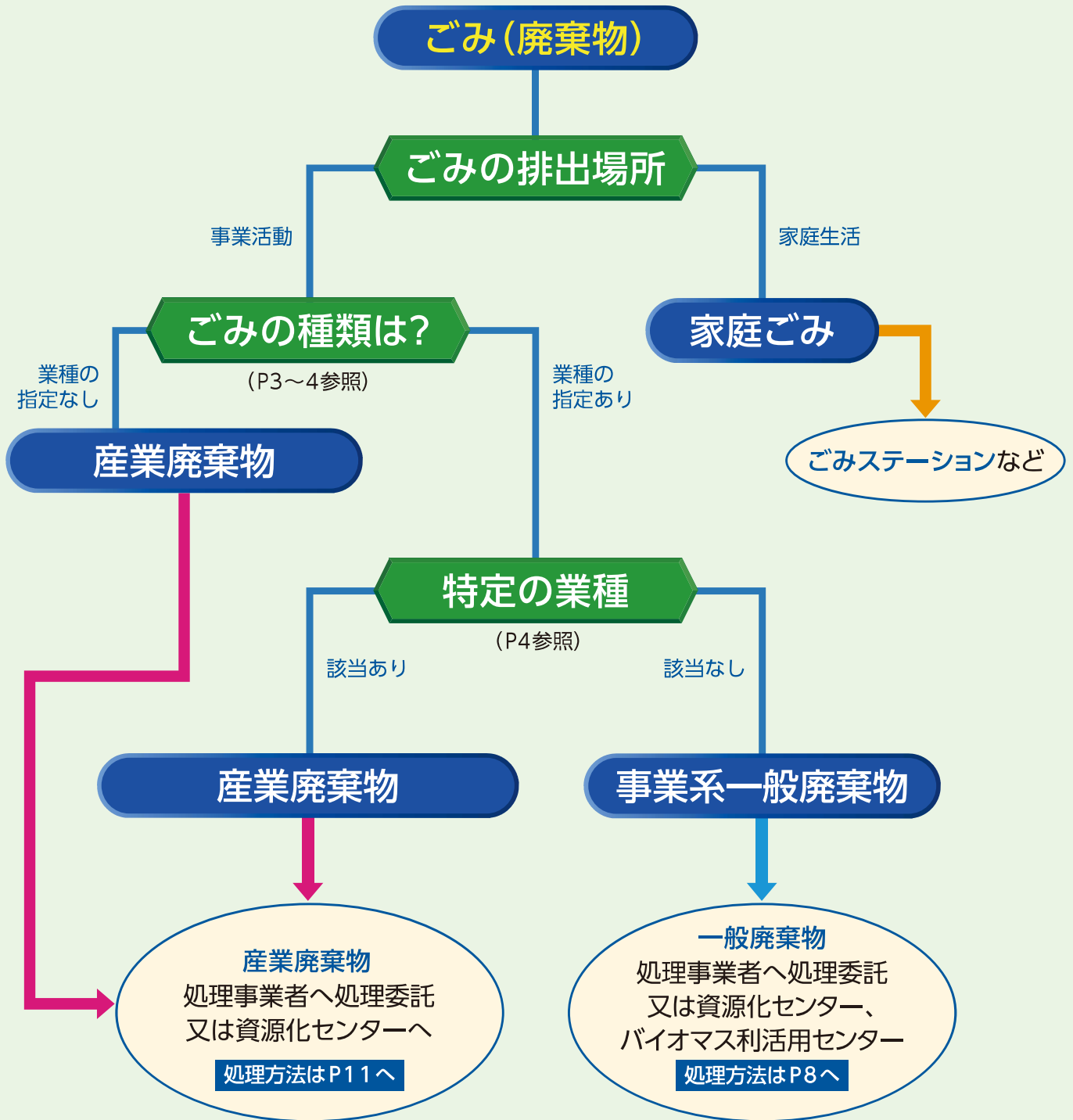


事業系ごみの分類

事業系ごみは、ごみの種類や排出場所などから「事業系一般廃棄物」と「産業廃棄物」に分けられます。それぞれ、処理の方法が異なりますので、正しく分別し適正に処理してください。

〈判別フロー〉



廃棄物の分類

■ 一般廃棄物

- ・家庭ごみ…一般の家庭生活から排出される廃棄物
- ・事業系一般廃棄物…事業活動により発生する廃棄物で、産業廃棄物以外のもの

■ 産業廃棄物

事業活動により発生する廃棄物で、①必ず産業廃棄物に該当する品目と、②特定の業種によって産業廃棄物に分類される品目が存在します。

■あらゆる事業活動で産業廃棄物に該当するもの

	品目	例	注意点
あらゆる事業活動で産業廃棄物に該当するもの	燃え殻	焼却灰などの燃えかす、活性炭	まぎらわしい例 ・水分を含み泥状を呈する活性炭は汚泥
	汚泥	排水処理の汚泥 建設汚泥 凝集沈殿汚泥 ビルピット汚泥 泥状を呈するもの 	まぎらわしい例 ・し尿を含むビルピット汚泥は事業系一般廃棄物 ・ヘドロ等を含む土砂は、建設汚泥（自然土ではない）
	廃油	エンジンオイル 潤滑油 ラード てんぷら油 	まぎらわしい例 ・固形剤で固めた場合でも、産業廃棄物
	廃酸	廃バッテリー液 写真漂白廃液 ジュース類（酸性のもの）	
	廃アルカリ	自動車不凍液 写真現像廃液 金属石鹼廃液 ジュース類（アルカリ性のもの）	
	廃プラスチック類	プラスチック製の容器 発砲スチロール 農業用ビニール 廃タイヤ 包装用結束バンド カップめん容器 ペットボトル 	まぎらわしい例 ・以下のものも、全て廃プラスチック類に分類されます。 合成繊維くず （例）ポリエステル、ナイロンなど 合成ゴムくず （例）ゴムチューブ、廃タイヤなど
	ゴムくず	天然ゴム製のごみ	まぎらわしい例 ・合成ゴムは廃プラスチック類
	金属くず	空き缶 包丁等の刃物類 金属製の容器 ホッチキス針 クリップ バインダーの金具 ロッカー 金属製の事務用品 一斗缶、ドラム缶 	まぎらわしい例 ・電池は金属くずと汚泥の混合物
	ガラスくず・ コンクリートくず 及び陶磁器くず ※コンクリートくずは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く	ガラス製容器 板ガラス 空きビン 蛍光灯 コンクリートブロック 陶磁器製ティーカップ 瓦、レンガ 廃石膏ボード 	まぎらわしい例 ・ガラス繊維くずはガラスくず等 ・蛍光灯はガラスくず等、金属くず、廃プラスチック類の混合物
	鋳さい	鋳物廃砂 サンドブラストくず	まぎらわしい例 ・サンドブラストくずは、塗料等が混入している場合は汚泥
	がれき類	建設工事に伴って生じたコンクリート片、レンガ片、瓦破片、アスファルト破片	
	ダスト類（ばいじん）	集塵設備で捕集したもの	
産業廃棄物を処分するために処理したもので、他の産業廃棄物に分類されないもの			

■特定の事業活動から発生する場合のみ、産業廃棄物に該当するもの

	品目	例	注意点
特定の事業活動で産業廃棄物に分かれるもの	紙くず	ダンボール 新聞・チラシ 書類・伝票 コピー用紙 紙パック・紙箱 シュレッダー紙 	紙・紙加工製造業、新聞業、出版業、製本・印刷物加工業、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) などにより発生した紙くずは産業廃棄物 まざらわしい例 ・オフィスの廃書類は事業系一般廃棄物 ・オフィスで排出した紙パックは事業系一般廃棄物
	木くず	剪定枝 丸太 木板 建設廃材 パレット 	木材・木製品製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る) などにより発生した木くず、物品賃貸業(リース業)に係るもの、木製パレット(業種指定なし)は産業廃棄物
	繊維くず	木綿くず 羊毛くず 畳 その他の天然繊維 	繊維工業(縫製を除く)、建設業(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る)より発生した天然繊維くずは産業廃棄物に分類 まざらわしい例 ・合成繊維は廃プラスチック類(産業廃棄物)
	動植物性残さ	製品ロス(不良品) こうじかす、酒かす、あめかす等 ボイルかす、うらごしかす等 缶詰の中身 魚・獣の骨 	食品製造業、医薬品製造業、香料製造業において使用した固形状不要物は産業廃棄物に分類 まざらわしい例 ・飲食店等で排出したものは事業系一般廃棄物
	動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の固形状の不要物	と畜場において処分した獣畜、食鳥処理場において処理した固形状不要物は産業廃棄物
動物のふん尿	牛、馬、めん羊、ニワトリ等のふん尿	畜産農業に係るものは産業廃棄物	
動物の死体	牛、馬、めん羊、ニワトリ等の死体	畜産農業に係るものは産業廃棄物	

特別管理廃棄物の分類とその処理方法

特別管理廃棄物とは、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物をいいます。基本的な処理方法はP11～14をご覧ください。

区分	種類	性状		
特別管理一般廃棄物	PCB 使用部品	廃家電に含まれる PCB を使用する部品		
	ばいじん	ごみ処理施設の集じん施設で生じたばいじん		
	ばいじん、燃え殻、汚泥	ダイオキシン特措法の特定施設である廃棄物焼却炉から生じたもので、ダイオキシン類を3ng-TEQ/ gを超えて含有するもの		
	感染性一般廃棄物	医療機関等から排出される一般廃棄物であって、感染性病原体が含まれ若しくは付着しているおそれのあるもの		
特別管理産業廃棄物	引火性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類（難燃性のタールピッチ類等を除く） （概ね引火点が70度未満の廃油）		
	腐食性廃酸	著しい腐食性を有する pH 2.0以下の廃酸		
	腐食性廃アルカリ	著しい腐食性を有する pH 12.5以上の廃アルカリ		
	感染性産業廃棄物	病院、診療所などの医療機関等から排出される血液や血液等が付着した注射針等の廃棄物で、人が感染し、又は感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着し、又は付着しているおそれのあるもの		
	特定有害産業廃棄物	廃 PCB 等	・ 廃 PCB 及び PCB を含む廃油	
		PCB 汚染物	・ PCB が塗布され、若しくは染み込んだ紙くず ・ PCB が染み込んだ汚泥、木くず、繊維くず ・ PCB が付着し、若しくは封入された廃プラスチック類、金属くず ・ PCB が付着した陶磁器くず、がれき類	
		PCB 処理物	・ 廃 PCB 等、PCB 汚染物を処理したもので、基準に適合しない PCB 処理物	
		廃水銀等及びその処理物	・ 大学及びその附属試験研究機関などにおいて生じた廃水銀又は廃水銀化合物 ・ 廃水銀処理施設等で回収した廃水銀、廃水銀等の処理物で基準に不適合のもの 等	
		廃石綿等（飛散性のもの）	・ 建築物から除去した、飛散性の吹き付け石綿 ・ 石綿含有保温材及びその除去工事から出されるプラスチックシート、防じんマスク、作業衣などで石綿が付着しているおそれのあるもの ・ 大気汚染防止法の特定粉じん発生施設を有する事業場の集じん施設によって集められたもの及びその作業に使用した防じんマスク、作業衣、集じんフィルター等用具・器具で石綿が付着しているおそれのあるもの 等	
		金属等の有害物質を含む産業廃棄物	イ 燃え殻、汚泥、銧さい、ばいじん、廃酸、廃アルカリ	産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（昭和48年環境庁告示第13号）に定められた溶出試験、含有試験により一定以上の有害物質が判定基準を超えるもの
			ロ 廃油（右記の廃溶剤に限る。）	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1, 4-ジオキサン
	ダイオキシン類を含む産業廃棄物	産業廃棄物の焼却に伴って生じた燃え殻、ばいじん、汚泥等に含まれるダイオキシン類の含有量が3ng-TEQ/ gを超えるもの		

まぎらわしい事例

【事例1】

過去に問い合わせの多かった事例を掲載します。


<ul style="list-style-type: none"> ●スーパーの惣菜部門や弁当屋から排出された食品くず（動植物性残さ） ●イベント会場の工作物の撤去に伴い生じた木くず、紙くず、繊維くず（イベント会場の設営・撤去は建設業ではなく、ディスプレイ業のため） 	事業系一般廃棄物
<ul style="list-style-type: none"> ●スーパーの惣菜部門や弁当屋で使用するフライヤーの使用済み油は「廃油」、汚水処理槽に沈殿した泥状物は「汚泥」 ●不要となった鉄道の線路に敷かれた砂利は「がれき類」 ●不要となった廃活性炭は、泥状であれば「汚泥」、固形状又は粉末状であれば「燃え殻」 ●不要となった塗料は、原則として液状であれば「廃プラスチック類」と「廃油」の混合物、泥状を呈したものは「汚泥」、固形状のものは「廃プラスチック類」 ●セメントスラッジは「汚泥」 ●ロックウール単体は「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」、工作物の解体等で生じたものは「がれき類」 ●泥状のセメントは「汚泥」、固まった状態であれば「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」…不要時の状態で判断する。 ●コンクリート二次製品製造業者が排出した不良品のU字溝は、「ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず」 ●血液は、液状であれば「廃アルカリ」、固化し泥状を呈していれば「汚泥」 	産業廃棄物
不要となった庭石・土、植木鉢の土、工事に伴って生じた残土等	廃棄物に該当しない※

※港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂、専ら土地造成の目的となる土砂に準ずるものについては、たとえ不要物であったとしても廃棄物には該当しません。

※特別管理廃棄物の種類により追加で必要な措置があります。

【事例2】

いくつかの廃棄物が混合し、一体不可分な状態なものは混合物として扱われます。

<p>混合物の例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●廃塗料 <ol style="list-style-type: none"> ①液状の塗料：廃油と廃プラスチック類の混合物 ②溶剤が揮発して固形状となった廃塗料：廃プラスチック類 ③不純物が混合した泥状の廃塗料：汚泥（ただし油分を5%以上含む泥状物は汚泥と廃油の混合物） ●廃バッテリー 廃プラスチック類、金属くず、腐食性廃酸の混合物 ●廃乾電池 金属くず、汚泥の混合物 ●廃家電（家電4品目を除く）、OA機器の場合 廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの混合物 ●蛍光管 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、廃プラスチック類の混合物（水銀を含有する場合は水銀が処理できる業者に処理を委託してください。） 	
--------------	---	---